

10 母乳マッサージ・ベビーマッサージ

乳房ケアや卒乳の手当て、ベビーマッサージなどに使用できます。母乳マッサージ・ベビーマッサージのご利用を希望される方は、助産所（院）等に直接申し込みをしてください。

該当施設
県内の助産所（院）や医療機関

大分県助産師会に加入している助産所（院）では、お店で直接クーポンが使えます。その他施設等で利用された場合は、一旦料金をお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ母乳マッサージ・ベビーマッサージを利用したことがわかる領収書、クーポン、請求書を持参し、お手続きをしてください。

料金の目安
母乳マッサージ 初診料1,000円 技術料3,000円
※ 往診料が別途1,000円必要になる場合があります。
ベビーマッサージ 1回2,000円

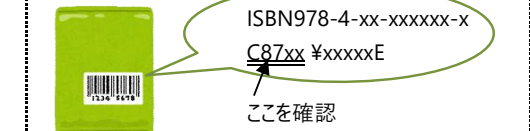
11 読み聞かせ絵本の購入

該当施設
県内の書店

利用する場合は、一旦料金をお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ領収書（レシート）、クーポン、請求書、購入した絵本を持参し、請求のお手続きをしてください。

* 購入対象絵本について *

日本図書コードの分類コード(Cコード)が「C87」で始まる本
判別方法（例）



※ 上記に該当しない物を購入された場合は、請求を受け付けない場合があります。

12 障害児通所支援

障がいのあるお子さんに日常生活や集団生活のために必要な訓練などをを行い、発達や自立を支援するサービスです。児童発達支援、放課後等デイサービスといった通所サービスなどがあります。

クーポンが利用できる施設	住所	電話
あした天気になあれ	湯布院	0977-84-2208

上記以外の施設で利用する場合は、一旦料金をお支払いいただき市役所庁舎窓口へ障害児通所支援を利用したことがわかる領収書、クーポン、請求書を持参し、請求のお手続きをしてください。

料金の目安
法定利用料（2割負担）相当（上限あり）

◆ 現物払い方法 ◆

1枚500円の利用券として、1回で複数枚の使用ができます。ただし、1回に支払う利用料金が500円未満の場合は使用できません。また、利用料金に500円未満の端数が生ずる場合は、その端数分は現金等でお支払いください。

450円のサービスをクーポンで支払う場合

500円未満のためクーポンは使用できません。

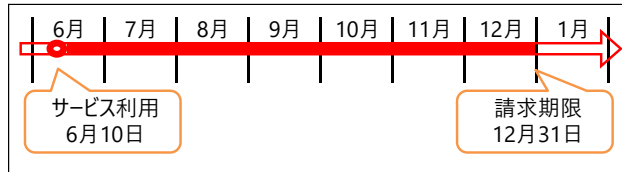
1,800円のサービスをクーポンで支払う場合

クーポン3枚と300円支払い。

利用料金を超えるクーポンは使用できません。

◆ 償還払い方法 ◆

一旦料金を支払い、市へ請求する場合サービスを利用した月の翌月から数えて6か月以内に請求のお手続きをしてください。また、領収金額が500円未満の場合は請求できません。



領収書1,800円

クーポン3枚分（1,500円）請求ができます。

領収書1,400円 1,800円

クーポン6枚分（3,000円）請求ができます。

領収書 400円 1,800円

クーポン3枚分（1,500円）請求ができます。

※クーポンを受け取られる前に利用されたサービスは助成の対象となりません。
※電子マネー等でお支払いも対象です。



— お問い合わせ —
由布市役所 本庁舎新館1階 子育て支援課
TEL 097-582-1262

おおいた 子育てほっとクーポン 利用ガイドブック【由布市版】

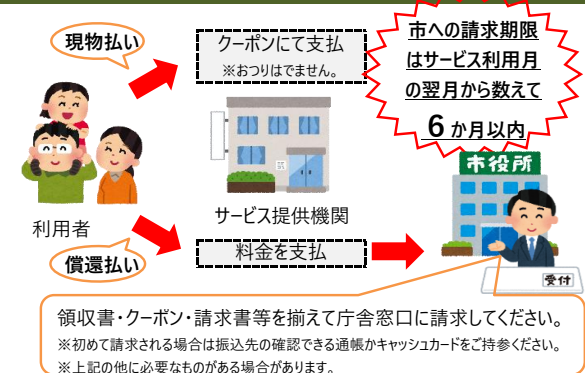
地域の子育て支援サービスを知って、気軽に利用していただくことを目的に、子育てサービスに使えるクーポンを出生時に配布しています。

◆ 利用できる子育てサービス ◆

	サービス内容	クーポンの利用対象者
保育・育児支援	1 一時預かり事業【現物払い】	おおむね生後4か月以上～就学前のお子さん
	2 延長保育【現物払い】	おおむね生後4か月以上～就学前のお子さん
	3 病児・病後児保育事業【現物払い・償還払い】	小学6年生までのお子さん
	4 乳幼児・児童一時預かり【現物払い】	小学6年生までのお子さん
	5 ファミリーサポートセンター事業【償還払い】	おおむね生後4か月以上～小学6年生までのお子さん
	6 おむつ・ミルクの購入【現物払い・償還払い】	就学前のお子さん
保健	7 任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）【償還払い】	小学6年生までのお子さん
	8 フッ素塗布（保険外診療）【償還払い】	小学6年生までのお子さん
	9 産後ケア事業【償還払い】	お子さんとその保護者
	10 母乳マッサージ・ベビーマッサージ【現物払い・償還払い】	お子さんとその保護者
その他	11 読み聞かせ絵本の購入【償還払い】	お子さんの保護者
	12 障害児通所支援【現物払い・償還払い】	小学6年生までのお子さん

※一度お受け取りになられたクーポンは兄弟姉妹もご利用いただけます。

◆ クーポン利用方法 ◆



1 一時預かり事業

冠婚葬祭、保護者の急病、療養等、緊急な状況が発生した場合や、保護者の方の就労、リフレッシュ等の理由で保育できない場合に、保育所の空きスペースを利用して一時的に保育します。

クーポンが利用できる施設	住所	電話
はさまこども園	挟間	097-583-0109
宮田保育園	挟間	097-583-1544
由布川保育園	挟間	097-583-3453
みずほ保育園	挟間	097-583-8008
きりりこども園	挟間	097-583-6500
西庄内保育所	庄内	097-582-0137
あなみ保育園	庄内	097-582-1221
ひばりこども園	庄内	097-582-1471
湯布院すみれこども園	湯布院	0977-85-2134
聖愛こども園	湯布院	0977-84-2317
子どもルームはさま	挟間	097-583-8220

※「子どもルームはさま」は450円で2時間まで利用できますが、利用料金が500円未満であるため、クーポンは原則使用できません。

料金の目安
4時間以内 1回900円
4時間超8時間以内 1回1,800円
※「子どもルームはさま」は8時間以降は1時間毎に200円

2 延長保育

保護者の勤務時間及び通勤時間等やむを得ない事情があるとき、通常の保育時間を超過して保育するサービスです。利用するためには、利用日までに延長保育利用申請書を保育施設に提出の上、利用許可をもらってください。

クーポンが利用できる施設	住所	電話
はさまこども園	挟間	097-583-0109
宮田保育園	挟間	097-583-1544
由布川保育園	挟間	097-583-3453
みずほ保育園	挟間	097-583-8008
きりりこども園	挟間	097-583-6500
西庄内保育所	庄内	097-582-0137
あなみ保育園	庄内	097-582-1221
ひばりこども園	庄内	097-582-1471
湯布院すみれこども園	湯布院	0977-85-2134
聖愛こども園	湯布院	0977-84-2317

料金の目安
月額2,000円

今後のクーポンに関するお知らせ・変更点につきましては、市報または由布市ホームページにて掲載していく予定です

『由布市公式ホームページ』QRコード →



3 病児・病後児保育事業

病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育等が困難な児童を、保護者の就労等やむを得ない事由により、家庭での保育が困難なときに一時的に保育します。

クーポンが利用できる施設	住所	電話
西の台こどもデイケアアルムゆふ (西の台医院)	大分市	090-3734-4228
キッズケアクラブいまじん (おざきホームケアクリニック)	庄内	080-8391-7651 (097-582-0520)

上記以外の施設で利用する場合は、一旦料金をお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ領収書、クーポン、請求書を持参し、請求のお手続きをしてください。

※ 特定の人しか利用できない施設（社員限定の施設など）ではクーポンはご利用いただけません。

料金の目安
1日1人あたり 2,000円

4 乳幼児・児童一時預かり

冠婚葬祭、保護者の急病、急用等により、ご家庭での保育が困難なときに、一時的にお子さんを預かります。

クーポンが利用できる施設	住所	電話
あした天気になあれ	湯布院	0977-84-2208

5 ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立支援と、家庭での支援を目的に「子育ての手助けをしてほしい方」（依頼会員）と「子育てのお手伝いをしたい方」（援助会員）が会員となり、お互いに助け合いながら活動することを目的としています。

申込窓口	住所	電話
医療法人 陣屋の里	挟間	080-8592-9752 (平日9:30~17:00)

※令和3年4月より、医療法人 陣屋の里へ業務委託しています。
※制度についてのお問合せは、子育て支援課までお願いいたします。
*子育て支援課（庄内） 097-582-1262

利用する場合は、一旦料金をお支払いいただき、市役所庁舎窓口へファミリーサポートセンター援助活動報告書の写し、クーポン、請求書を持参し、請求のお手続きをしてください。

料金の目安
平日(7:00~20:00): 1時間あたり 600円
平日時間外・土・日・祝・年末年始: 1時間あたり 700円
※「送迎」の場合は、自家用車使用料として100円の加算があります

6 おむつ・ミルク購入

乳幼児用のおむつ・ミルクの購入に対する利用ができます。一旦料金をお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ、領収書（乳幼児用おむつ・ミルク購入が分かるもの）、クーポン、請求書を持参し、請求のお手続きをしてください。一部の店舗については、お店で直接クーポンが使えます。詳細はホームページでご確認ください。

おむつ・ミルクの対象範囲
●おむつ...品名「乳幼児用紙おむつ」と表示されているもの。 ●ミルク...種類別名称「調整粉乳」、名称「母乳代替食品」、「ミルクアレルギー除去食品」と表示されているもの。

※種類別名称「牛乳」、「加工乳」、「乳飲料」と表示されているものは対象外

該当施設
県内の商業施設

7 任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）

該当施設
県内の医療機関

利用する場合は、一旦料金をお支払いいただき、市役所窓口へ領収書、クーポン、請求書を持参し、請求のお手続きをしてください。

※ 受けた予防接種の種類がわかる領収書を発行していただきますよう、お願いします。おたふくかぜの予防接種は1回の接種につき5,000円を上限としてクーポンが利用できます。

※ 職場で別途インフルエンザ予防接種の助成を受けられる方は、職場の助成金額をお調べの上、庁舎窓口にお越しください。

① 差額（支払金額－職場の助成金額）をクーポンで対応しますので、領収書原本とクーポンを持参ください。

② 窓口で確認後、特別に領収書を返却しますので、各々職場へ助成の手続きをしてください。

注：償還後、過払い等が発覚した場合は、返還を求める場合があります。

8 フッ素塗布（保険外診療）

該当施設
県内の歯科医療機関

利用する場合は、一旦料金をお支払いいただき、市役所窓口へ領収書、クーポン、請求書を持参し、請求のお手続きをしてください。

※ フッ素塗布を受けたことがわかる領収書をご持参ください。

9 産後ケア事業

産後の心身の不調や育児不安等がある方、家族等から家事、育児などの援助が受けられない方などを対象に、産後ケア事業を行っています。ご利用には事前の申込が必要です。詳しくはお問合せください。

該当施設
指定の助産所（院）や医療機関

利用する場合は、一旦料金をお支払いいただき、市役所窓口へ領収書、クーポン、請求書を持参し、請求のお手続きをしてください。